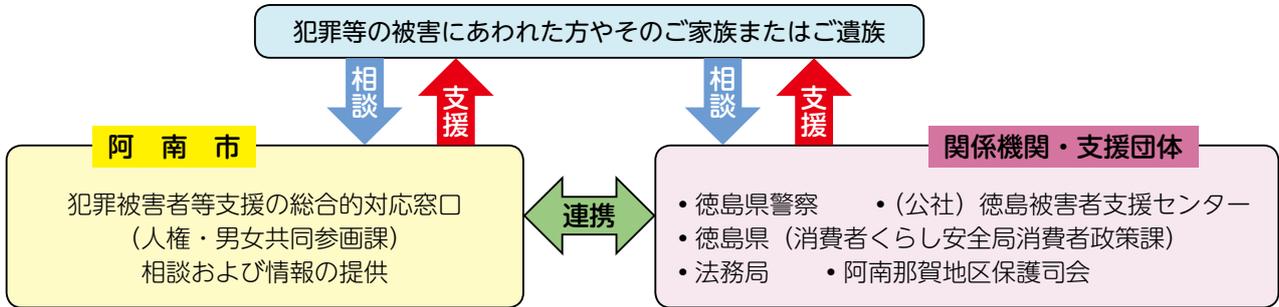


犯罪被害者等支援条例を制定しました (令和5年10月1日施行)

犯罪被害者やその家族・遺族に寄り添い、受けた被害の早期回復・軽減、生活の再建を図るとともに安全で安心して暮らすことができる地域社会をめざし、「阿南市犯罪被害者等支援条例」を令和5年9月に制定しました。

～犯罪被害者等支援の流れ～



～阿南市犯罪被害者等支援条例による経済的支援(見舞金の支給)～

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族または重傷病を負った犯罪被害者の方に対し、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、見舞金を支給します。



◎対象となる犯罪被害

殺人、強盗致死傷、傷害、不同意性交等致死傷、危険運転致死傷などの故意犯

条例の施行日以後に発生した日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く)による死亡または重傷病をいいます。(刑法)

◎対象となる犯罪被害者

犯罪にあわれた時点において、本市の住民基本台帳に登録されている方。

DV、ストーカー等の被害を受けていたなど、やむを得ず本市の住民基本台帳に登録されずに居住している方。

支給額 30万円

遺族見舞金

※既に重傷病見舞金の支給を受けた場合は20万円

●支給を受けられる遺族(※警察に被害届が受理されていること等が確認できること)

犯罪行為により被害者が亡くなられた時において、第1順位遺族となる方の代表者1名

●支給を受けられる範囲と順位

①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者およびパートナー関係にあった方を含む)

被害者の収入で生活していた

②子(縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった方およびファミリーシップの関係にあった方を含む) ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

上記に該当しない

⑦子(縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった方を含む) ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

支給額 10万円

重傷病見舞金

●支給を受けられる方(※警察に被害届が受理されていること等が確認できること)

犯罪行為により重傷病を負った被害者本人

●重傷病とは

次のいずれも満たすこと

①犯罪行為による負傷または疾病であること

②療養の期間が1カ月以上かつ通算3日以上(精神疾患の場合は通算3日以上労務に服することができない)であること

問い合わせ

人権・男女共同参画課 人権啓発係
☎22-3094

ささゆり通信第102号

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です

配偶者やパートナーなど、親密な関係にある、または親密な関係にあった相手から受ける暴力のことをDV(ドメスティックバイオレンス)といいます。身体に受ける暴力だけではなく、人格を否定する、暴言を吐くなどの精神的DVや、生活費を渡さないなどの経済的DV等もあります。DVは重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

女性に対する暴力防止パネル展

期間 11月1日(水)～30日(木)

場所 市役所2階 市民交流ロビー

庁舎のパープルライトアップ

期間 11月13日(月)～17日(金) 17:00～20:00

紫色は女性に対する暴力根絶のシンボルカラーです。

パープルライトアップには、女性に対する暴力根絶へのメッセージが込められています。

問い合わせ 人権・男女共同参画課 ☎22-3094